





意見の交換ということであれば、意思決定ということではなくし、私は、ある程度は大目に見ていただく場合もあると考えまして、外交問題懇談会、それから暴力防止懇談会といふものは、フリーな民間の方々の意見発表会といふくらいに心得ておるのであります。しかし、行政組織法八条の関係もございまして、その意見が行政機関としての意見になるようなことは、厳に慎まなければならぬと思つております。

○千葉信君 どうも池田さんは、財政等に関するては胸をたたかれる資格があつても、事この問題に關する限りは、非常に刺りないたる考え方を私はお持ちであることに非常に遺憾の意を表します。池田さんの言われるように、政府としては、あるいは行政機関としては、民間の創意工夫を行政に反映するしないは別として、そういう意見を聞く機会を持つことは意義があるといふことを言われましたが、私はその通りだと思う。しかし、その懇談会といふ場合であろうと、民間の意見等を、村属機関であろうと、一つの機関を持つて、それを常置して、そらしてその意見を行政に反映させるような措置を講ずる場合には、国家行政組織法によりますと、法律で規定をしろと明確に規定されております。しかも、その外交問題懇談会に例をとつてみましても、外交問題懇談会の場合には、その存置あるいは廃止の理由といふ項目のこところに、本懇談会は、わが国外交を広く国民的視野と理解のもとに行なうために協議懇談するためのものであり、存続の要がある、こうはつきり政府としては必要だということを主張して、しかも、この懇談会の意見なり結論とい

政府は行政としての外交に、いふ措置をとつておられるのは、軽い意味で話そとと重ねて、そらと、そういう組織を通じて意見を開くこと、組織力は、正式に諮問するしなければならない。場合には法律の定めること、趣に關係なしに、今申し上して規定しても、私は、国家行政組合でも、委員会等には二つの種類あります。その委員会では、はつきりとそらと、規定された各省庁と同様の権限を持つた委員会であります。これは国家行政組合で、行使できる委員会であります。これは国家行政組合であります。この意味で民間の意見を開くことは軽い意味で諮問をするといふよしも、一切がつさない含めて、意見を見聞くとか、それによつて、内閣の統轄の所掌事務と確かな範囲を定め、同時に、内閣の統轄の行政機関の全体によつて、行政機関は構成されなければならぬ。大目に見てもいい。行政機関の場合は、今首相がこうして、その行政機関が、いふ国家行政組織法第八条にいふ各種審議会あるいは調査会、いふような、そういうものの行政機関には、その付属機関は、これ

規定されておる。それを池田さんは、この程度のものは大目に見てもいいじゃないかということを言われますが、問題になりますことは、さらにもう一つあります。それはどうか、というと、暴力防止懇談会の方もおそらくそうだと思いますが、この外交問題懇談会等にありますても、出席した委員一人に対し日当を二千円ずつ支払っております。国家公務員法の第二条によりますと、国の職員でない、あるいは行政機関の職員でない、特別職や一般職以外の者を置いて、それに給与を払ってはならないと、こう規定してあります。今の給与法によると、この外交問題懇談会の委員に払っている日当に対し、給与であるという見解をはつきりとつております。ですから、軽い意味で意見を聞くのだから法律によらないともいいといふ政府の考えは、明らかにこの国家行政組織法第十八条を無視した行為になつております。ですから私は、この際政府としては、はつきりと法律に規定されておる事項ですから、外交問題懇談会、あるいは今回設けようとする懇談会、その他労働問題懇談会等を含めて、六つのこの機関は即時廃止をするか、さもなければ、あらためて政府としては各省設置法を通じて、正式に法律化するという行動に出ることなしには、私は、各省設置法全体の問題でありますから、今政府提案の各省設置法について審議をすることができないという条件があると思う。私はそろしなければならないと考えております。この点もう一度明確にお答え願いたい。

のは行政組織法第八条にずっと基づいてきた。こういうお考えのようでございますが、私は、行政機関としての意思決定をするものでなければ第八条は抵触しないという出発から言つてるのでございます。行政組織法によると、行政機関としての意思決定をする調査会、審議会、懇談会等、いうところのものだつたら、行政機関と私は言えないんじやないかと思う。それは亂に流れはてよくございませんけれども、民間の方々の版権のない意見を閲覧する機会を持つといふら、に考えてみるとのならば、私は行政組織法に違反しないと考えております。

なお、外交問題懇談会の方々に日本をやっておることにつきましては、沖縄制局長官から給与法に基づく理由を御説明させます。

結局國家行政組織法では、一般基準の如きは、そのものは法律あるいは政令になつておりますが、それ以下のものは予算措置でできることになつております。そういうものは給与法の二十二条で支払はれております。この点は、実は正式の、いわゆる八条機関でない今の大蔵省の、いわゆる八条機関でない今の大蔵省の、いわゆる三条の行政機関でございまして、そういうものを含めて、いわゆる三条の行政機関でない八条の審議会、調査会も一機関と総理が言われましたのは、八条の機関でなければならぬ、こういう法律の根拠になります。しかし、私どもいたしましては、從来こういう懇談会といふやうなものは、これはもちろん八条の機関でなければならぬ、こういう法律の根拠になります。しかしながら、私どもいたしましては、從来こういう懇談会といふやうなものを置くことの議が出てる場合に、常に千葉先生のおっしゃることをよく注意して実はやつておるわけですが、個々の委員会を集めさせて懇談の場を持つ、それで、その懇談会なり、懇談会としての機関の意思を決定するものでない、こういふのものは、今実は個々の人を役所に呼んで話を聞くということが許されている以上は、これは八条に抵触するものでないから、かように考えて、そのはじめは実はつけとおりです。しかし、給与法二〇千葉信君　どうも法制局長官ともあらうものが、さっぱり法律上私を納得させる答弁をしておらぬのです。給与法の二十二条の関係についてはあなたが言った通りです。しかし、給与法二

十二条は、委員とか参与とか、一般職の非常勤職員に対して手当を払うことのできる条件をきめた二十二条であつて、これはあくまでも政府の正式な機関に勤務する、もしくは正式な付属機関に勤務する非常勤職員に対して給料を支払う場合のことを規定したものであつて、違法なもので、しかも、国家行政組織法上違法な組織の中で働く者に対する二十二条は賃金の支払いを認めていないんですよ。むしろ逆に、公務員法の二十二条なり、あるいは給与法の罰則の適用という関係については、はつきり正規の機関なり、正規の付属機関に勤務する職員もしくは正式に採用され、もしくは臨時職の職員等を除いて、正規の者以外の職員を置いて賃金を支払ってはならないという規定があります、第二条に。その規定に該当するのがこの闇議決定と称する、付属機関でもない、正式の機関でもない、そういうものに非常勤職員を置いて、それに賃金を支払う場合には、公務員法の第一条によつて、これははつきりと給与法上の違反行為になる。

これには、しかも罰則があります。一年以下の懲役、三万円以下の罰金といふ罰則があります。政府のやつている行為はこれに該当する。首をかしげるけれども、私は、法制局長官がこんなことわからぬはずがないと思う。しかも、その次に池田さんにお尋ねをしますが、第八条の関係というのは、これは政府の付属機関ではあるけれども、行政委員会じゃないのです。従つて、

第八条に規定する委員会といふのは、行政権も持たなければ行政意思の決定をする機関でもないのです、これは

十二条で給与を支払い得るようになつた。そういうものについては、二

で規定しております。第八条で規定している第三条の行政機関としての委員の委員等がそれ並みと言えるかどうかのところに結局はなるわけございまして、これは結局そこで懇談会の性格に戻つてくるわけでございますが、先ほど、これはまあ総理の言わされましたいわゆる行政機関といふ言葉、今、千葉委員は、これは第三条の行政機関に限つておどりになっているのでござりますが、第八条の付属機関、いわゆる行政機関でござりますね。これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決定し、それを行使する意味のいわゆる行政機関でございません、これはもう

この第八条の委員会もしくは調査会も、正式に法律でできたものと、今申し上げたように、開議で決定したり訓令で決定したりしている第八条がいよいよ決まりました。そうしてこの第八条の中で脱法行為の機関があるから、私はそれがいかぬと、こう言つている。もう一度お二人からそれぞれ御答弁を願います。

○政府委員(林修三君) その前段の部門でございますが、今おっしゃいますことは、結局いわゆる懇談会の委員であります。いわゆる懇談会の委員であります。いわゆる懇談会の委員であります。いわゆる懇談会の委員であります。

○総理大臣の御答弁は、全然誤まつております。そうしてこの第八条の中で

おつしやる通りでござります。しかし、この第八条の機関といふも、一

種の行政機関に付属する機関でございまして、その機関としてのたとえ意見を答申する、あるいは建議するといふ権限を与えられております。そい

う意味においては、一種の広い意味の行政機関、三条の行政機関ではございませんが、広い意味の行政機関、そ

ういう意味で総理はこれを言わされたのだと思います。いわゆる何とか審議会、

何とか調査会といふものとして、総理大臣なり各省大臣から意見を諮詢する、それに対する調査会なり審議会としての意見を答申する、こういう

行政組織法第八条違反の存在であるといふ前提の御議論でございまして、そこ

の問題に結局帰すると思うのでござります。いわゆるこれはまあ千葉委員もよく御承知の通り、個々の非常勤職員、これを置く根拠は、別に今法律であります。いわゆるこれはまあ千葉委員も

も政令でもないわけで、予算で普通の非常勤職員については置けるわけであ

ります。そういうものについては、二

で規定しております。従いまして、今の懇談会で決定する機関でないのです。政府から調査を依頼された問題について調査をするとか、そうしてそれを政府の方へ出して、政府の方であらためてその問題をどういうふうに行政に反映していくかということは、それは政府の自由意思です。ですから、一切の行政権に關係のない機関が、

叶委員は、これは第三条の行政機関に限つておどりになっているのでござりますが、第八条の付属機関、いわゆる行政機関でござりますね。これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決

定し、それを行使する意味のいわゆる行政機関でございません、これはもう

付属機関でござりますね。これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決

定し、それを行使する意味のいわゆる行政機関でござりますね。これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決

定し、それを行使する意味のいわゆる行政機関でござりますね。これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決

定し、それを行使する意味のいわゆる行政機関でござりますね。これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決

定し、それを行使する意味のいわゆる行政機関でござりますね。これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決

定し、それを行使する意味のいわゆる行政機関でござりますね。これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決

定し、それを行使する意味のいわゆる行政機関でござりますね。これはいわゆる何と申しますか、国家の意思を決

関に付属する機関の場合も、一切これ法律で規定しろとなつてゐる。この条文を読んだら、私は政府のよくな見解のできつことはないと思う。読んでみましても、第八条といふのは、「第三条の各行政機関には、前条の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内で、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、審議会又は協議会（諮詢的又は調査的なもの等第三条に規定する委員会以外のものを云う。）明確じやありませんか。たゞ、とい懇談会という名前をつけよう」と、調査会といふ名前であると何であろうと、一切の行政機関に付属する機関としてのそういう懇談会、調査会等は、この第八条の規定するところによれば、全部法律できあなければならぬ。政府の方でも、何のかんのと、答弁は私たちにしますけれども、従来の政府のやつたあいいうやり方を見ても、行政管理庁から、絶えず各省に対して、そういうものを設けては困ると、いうことが言われておる。しかも、そういう機関が設けられて、堂々と白昼公然と違反行為をやつているのは、これは行政管理庁の見解そのものであやふや、見解があやふやであるから、私は、妥協的といふか、追隨するといふか、そういう態度で過ごしているから、いつまでたつてもこの問題はきれいに片づかない。政府の言つて いるよくな、そういう懇談会だからなどといふことは、全然この法律の条文からいけば理屈にならないんです。あなたの方のおっしゃるようなものであつても法律できめると、はつきり規定して いるじやありませんか。池田さんどうですか、この問題。やっぱり理屈にならな

いろいろ理由をあなたがおっしゃいますが、この程度のものは大目に見てほしいなどというのは、私は筋の通らない言い方だと思う。

○國務大臣（池田勇人） この行政組織法は、一つの意思決定機関を前提と規定したものと私は考えております。で、意思決定でも何でもない、单なる意見の交換の場所ということにつきまして、これは法律によらなければならぬと私は要求しているんぢやないと思ひます。詳しくは法制局長官から……。

○政府委員（林修三君） これは今、千葉委員がおっしゃる通りに、名前は何であれ、いわゆる第八条に該当するとうな機関は法律によるということはおっしゃる通りだと思います。これは、かりに懇談会といふ名前をつけよう、実態がここでいう八条の機関に當たるものであれば、これはもちろん法律によることは当然で、われわれも従来そう考へております。しかし、要するに問題はその実態なんだとございまして、私どもも行政管理庁も、各省に特に嚴重にこの点の第八条違反のものを作つてはいかぬということを言つております。常にまたそういう注意をしておるわけでございます。しかしながらのことの実態といたしまして、まず第一に、これは一つの極端な例を申しますと、たとえば行政管理庁がいろいろの参考とするために何人かの学識者を呼んで話を聞くということは、これは実は八条の問題じゃないわけでないわけでござります。何人かの人を出す。これは千葉委員も当然御承認下さることと思います。そういう場合に

ある問題についてずっと呼んで委員会の意見を聞く、もちろんその委員会、人々の意見を聞くわけです。これは今の八条に抵触しない、八条との問題でないことは、これは明白な事だと思います。一方には、しかし、つの組織体を作つて、その組織体との意見をそこで出させるというこは、この八条の方でござります。従て、そういう二つの明確な線があるだけでございまして、いわゆる闇議決で懇談会を置くような場合は、むしろその前者に引きつけてわれわれ考えるわけで、各自のそれぞれの学識経験に着眼して、その委員を呼んで、ここで意見を述べてもらひ。これが一つに限らず、何回か同じメンバーが集まるという点において、多少千葉委員会おっしゃるような詰解を生ずる点がないではございませんが、その点は私も十分なけじめをつけ、いやしくも第八条に抵触するようなことがないうに、常にそういうものを置く場合には、私たちは厳重に、行管もそうですが、さいますが、注意しております。いゆる個人々々の意見を聞くといふ建が基本になつております。そういう立場をとつておりますから、今總理がおっしゃられたのもそういう意味でござつた。いやしくもそれが地圖——一つの調査会、審議会としての意思を決定し、それを答申するといふ立場をとる限りは、これは必法律によれといふ、そういうつもりで実は運営しているわけでござります。

よ  
このの  
らと  
機  
だ  
と  
連絡、調整というのは、これは行政  
行為です。各省間の連絡、調整をはかる  
といふことですから、これは行政  
行為。従つて、この中央青年問題  
協議会は、第三条でもなければ、この  
八条に規定する委員会でもないヌエ的  
な存在だといふので、政府は、私の追  
及に対して答弁が詰まつたことがこの  
委員会であります。これだけ間違つた  
格好で設置されている第八条類似の委  
員会です。それ以外の機関は一切がつ  
さいあなたが今言つよううに、行政行為  
はやらない、やることができない。調  
査をするとか、ないしは、また諮問に応  
するとか、そういう行為だけであります  
。ですからその第八条からいふと、  
どんな懇談会であろうと、常置の機関  
を持ち、委員を使って懇談をする場合  
には、第八条で規定するところによつ  
て法律でやるべきだといふので、はつ  
きりしておるじやありませんか。第八  
条をすなおに読んでごらんなさい。  
なたたちの言うのは、そういう何とい  
うか、間違つた、法制局の長官らしく  
ないこまかしの答弁をしてこまかそら  
としている。こまかす余地のない条文  
がはつきりここにあるのです。懇談会  
だからとか、話し合ひするだけだと  
か、行政権を持たないとか、そんなこと  
じゃ全然答弁になつおりません。第  
八条の解釈をすなおにやつてごらんな  
さい。聞いている連中みんなわかると  
思うのだ。わからぬのはあなたたち





す。そこで、今度はなぜ一年延期しなければならないか、この問題について明白に態度をお示しになればそれで足りるわけです。その当時法律が可決決定しておられるわけですから、こういふ点がどうもこうした理由では納得しがねる、一つこの点をはつきりさせたい。だいたいと 思います。

○國務大臣(安井謙君) 大へんごめんなもな仰せかと思うのであります。が、実はまあやります際には、そういう際にはそういうような予定でおおむねできようかと思ってかかったのであります。が、手にかけてみますと、存外に複雑多岐にわたつてゐるといふことによりまして、趣旨はもう一年御延期を願いたい、こういう趣旨でございます。その理由が、当初出したときと重複しているということはごもつともかと存じますが、現在におきましてもそういったような状況にあるわけでありまして、この理由が消えたわけでもないの、再度そういう理由でお願いをいたしておりますことと、さらだ、しかし今度は複雑多岐だということだけでは困りますので、おおよそのめどを大体この一年のいつころまでにどういふふうにつける。さらに国会の提出はどういうふうにするといったことまでめどをつけましてこの延期をお願いをしておる次第でございますので、一つその間の事情を御了承願いたいと思いまます。

ると、その当時の自治庁、現在の自治省としても、計画は非常にすきんであつたというそりは免れないと思うのですがね。しかも、その当時の設置法については、三十四年の三月に上がつておるわけです。ところが、実際にこの調査会が活動を始めたのは十月です。七カ月も一体その間何をしておつたかということになると、七カ月の間空費したということは、怠慢のそりまた免れぬと思う。いずれにしても、こういうことでは、その当時すぐ三月に法律はできたのだから、委員などの人選等も十分準備して、準備よくかかれば、三月に成立した法律の実施は四月すぐ入れるわけです。七カ月もその間空費しておる。これは明らかに、何とおっしゃるうと、怠慢のそりは免れぬと思う。そういう怠慢から、まあほかにも理由はござりますけれども、そういう理由もあって、また不見識にも一年延長せざるを得ない。そういうはめになつたと思う。この点を長官としてはどういうふうにお考えですか。

いては言い切れない所があるうえで、後は十分に気をつけまして、予定通り進行をさせ、早く結論を出して実施移したい、こう思っておりますので、一つ御承知いただきたいものだと思いまます。

○伊藤謙道君 この調査会は、今申上げたように、三十四年の十月から三十五年の十二月、この約一年の間に毎回を十七回、それから実態調査を十七回、そなへておきますが、これは予定よりもむしろ回数は多く持たれたと思うのですが、そなだとすると、この各委員とか、十七名であったと思いますが、この十七名の委員、それから九名の各省庁から出ておる幹事、こういう出席状況についても、皆相当な出席率を示し、しかも、回数もこりあらうに予定を上回る回数を重ねて、なおかつ延期せざるを得なかつたといふことになろうと思うのですがね。従つて、その出席率は一体どうであつたか。特に各委員のこういう点をお聞きいたしませんと次のお尋ねができないわけで、すから、まずどのようないな出席率であつたかということをあらかじめお聞きいたしたいと思います。

○政府委員(柴田謙君) 事務的などとござりますので、私からお答え申します。この委員会は、いつも非常に熱心でござります。大体お尋ねの委員の出席率は、いつも八割はこえております。お休みになつても一人か二人の程度でございまして、しかも、問題は技術的なものでござりますので、その審議は微に入り細にわたりまし

○伊藤頸道君　また提案の説明によると、非常にこまかく熱心に議論され、おります。  
ますと、民間企業の会計制度は非常に進んでいるということをまずあげたらしくて、この近代的に発達した民間の会計制度を取り入れたいといふやうな意味の御説明が先般あつたわけですね。そうだとすると、この地方財務会計制度が今日の実情に沿わないということはおかしいと思うのです。民間の会計制度ですら、非常に近代的に進んでいます。そういうことを認めておきながら、政府自身に關係のある調査会が、この制度は非常におくれている。これが一體いかなる理由に基づいて民間のよりもそんなにおくれているか、これにも納得しがたい点はあるわけです。この点をお聞かせいただきたいのです。

○伊藤義道君 次に、財政計画についてお尋ねしたいと思うのですが、三十六年度の地方財政計画を見ますと、この計画の規模は、ほとんど國家予算をわずかに下回るという程度であって、もし間違なければ一兆九千百二十億、これは間違いかどうか。こういう国家財政にはほど近い額に及んでゐるわけですね。前年度に比較しても三千七百億以上の増という結果になつてゐるわけです。にもかかわらず、減税の面については非常に下回っているわけですね。この減税に対する懸念は非常に欠けているとか考へられないわけです。前年よりも三千七百億も上回っているという、そういう状態の中で減税がいかにも下回っている、こういう実態、これは一体納得しがたいと思うのです。その点いかがでしょう。

○國務大臣(安井謙吾) お話を通り、今度の税制改正につきましても、国に比例した地方税の減税といふものは、比例通りにはやれなかつたわけであります。と申しますのは、御承知の通り、地方財政は、まだ全体の財政からいと、非常に国に比べて低い水準にござります。しかし数年前の、たとえば俸給やボーナスまで払えないから赤字公債を出すといったような状況から見ますと、また格段に進歩して参つてゐるわけでありますから、ことしから来年にかけましての状況は、さらに好転はいたしておりますが、まだ全体の水準から申して、国に比べてかなり低い地位にあるものでありますから、ことに地方税の税収の占める重要さ、あるいは割合といふようなものから、今度はまだ十分な減税をすることはできなかつたのでありますて、今後しか

税制調査会等の答申を持つて、國と地方との税源の問題、財源の問題の配分等を考えながら、さらに均衡のとれた減税をやるよう進めて参りたいと思ふ。

○伊藤頸道君　この税制改正に伴う地方税の減税が、間違つたら、御指摘いただきたいんですが、初年度わずかに九十八億、こういちじゅうに聞いておるのですが、間違いないかどうか。もしそうだとすると、地方税の収入が十五年度には六千二百億、それから三十年六年度は七千六百億にはね上がつておるわけです。こういうふうに飛躍してあるにもかかわらず、今繰り返し申し上げたように、減税が初年度わずか九十八億、こういう点は今の御説明では納得しがたいと思う。これはほど減税にはもつと本腰を入れてもらいたいと思うのですが、減税は池田内閣の公約でもあるし、こういう点に三大公約の一つとも言ふべき面がいささかも実際の面に現われていないわけです。こういう点を一つ納得のいくように御説明いただきたい。

ルにいったものではないということは御指摘の通りであります。しかし、これが本年以降、例の地方財源の見通し申を待つて一つさらには進めたいきたいといふので、今年はこの程度にいたるうと思つておるのでござります。

○伊藤銀道君 大臣は予算委員会の方に出なければならぬという事情と聞いておりますので、長く聞いて引きとめるのは本意ではないのです。が、最後に一点だけ要望し、強くまた申し入れたいと思うのですが、たゞいまの減税の面について、いま少し具体的に、いま少し確固たる決意のほどをお聞かせいただきたいと思うのですが、これはやはり今日地方財政をいたしますと、減税の面は相当大きな問題である、しかも池田内閣の三大公約の雄なるものである。そういう意味から、これは総選挙のときのから、宣伝でなく、当然これは実行に移さなければならぬ責任があると思う。地方税については自治省としても相当責任がある立場にあるので、一つその最高責任者としての大臣としては、いま少し地方税の減税に確固たる決意を持って一つ臨んでいただきたい。そうして今後の見通しについても、いま少し具体的に決意をお示しいただきたい、これを最後に質問ないし要望としてお願ひいたします。

そのほかふえる分がありますから、差し引きは別でございます。それにしましても、とにかく国税に比例した減税率になつていいことは確かであります。ただ、今の税の占める地方財政における割合というものが、まだ全体の三〇ないし四〇%といったような程度にとどまつておりますので、金額的にもこれをどうも大幅に今直ちにやるわけにはいかない。そこで、地方税源の国と地方との配分といふものにもにみ合わせながら、御指摘のよろな、今後は合理的な地方税の減税をまた本年一ぱいかかって検討いたし、できるだけ実現の道びにしたい、こう思つているわけでござります。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

の問題であります。こういう問題で、相當論議されていると思うのですが、現在収入役はいわゆる金庫番といううな程度の職務なんです。金の出し入れを嚴重に間違いなくやるということが主たる役目らしいのです。しかし、ある市町村、全体とは言いませんけれども、市長の考え方で収入を非常に増しをして予算化して、現実には支出に満たないという場合もあるのです。これは予算編成上の技術から、つじつまを合わせるためにやっているところがたくさんある。そういう場合には、收入は完全それに対してもタッチできず、予算が超過してくると、それは受け取れないということに終わるのですが、もともとそれは初めからそういう予測がない、しかし、理事者はそれをはやざるを得ない今の現状なんですか。そういう点について、これは審議会でも相当問題になつたと思いますが、こういう点で何か問題になつたことがあるかどうか、それをお伺いしたい。

○山本伊三郎君 先ほど大臣が、民間の企業運営における会計制度と申しますか、そういう問題と、いわゆる役所、これはもう政府の金庫も大体相似のよろな方法でやつておりますが、それがために非常に公企業体においては問題があるのですが、そういうものは自己の勘定組織、勘定費目を設けやつているところもありますが、やはりそういうものに縛束されて、非常に企業運営がやりにくいい。これは少し始めがはずれるかもしませんが、都市市通と私鉄の運営を見ましても、現に都市交通関係、いわゆる都市電においては後手々で企業運営をしなければならんといふ実態が出てゐる。たとえば用地買収でも、私鉄の場合には、いわゆる私企業ですから、予定線があれば、もう市会とかそういう議決機関は要らぬから、適当ないわゆる措置で土地買収をやる、それから公企業の場合には、特に地方自治体のよろな場合には、一々市会の決議を得てからやらなければならぬ。そういうことで非常に不利な点があるのですが、こういふ点が今度の会計制度の審議会において論点になつておるかどうか。そういうものは別であり、単に金の出し入れの問題だけであるかどうか、この点をちょっと。

ますので、御指摘のような事実ももちろん頭におきながら、現在の制度をどうするかという点に主眼がおかれています。従つて、最も大きな問題は、古い制度をどう近代化するかということです。さういふものといたしましては、公正にして、かつ、能率的というものが大きな目標になつておる。その限りにおいて、現在のいわゆる企業会計原則といふものを、どの程度こういふものに応用できるかというようなことで議論がなされておるようございます。審議の過程におきましては、たとえば地方団体の中で一般会計を全部ばらしまして、これを複式簿記に切りかえておる団体があるのでございます。そういう団体を招致をして、詳しくその運営の実態を聞いたりいたしております。しかし、その点はやはり制度としてどうするかといふことが主でございまして、お話をありましたような点を具体的に論議しておるようなところはないようございます。

○山本伊三郎君 それから監査委員の制度ですが、今市町村ではあまり不正が大きく出てこないようですが、いろいろ個々を調べると、やはりなかなか会計上の不正な点があると思うのです。今の監査委員の制度、私もそれについて自分自身は経験したことはありませんが、いろいろ聞いて見たりする限り、実際やつておるのは職員であります。監査委員自身はあまりたんのうでない人が選ばれておるような実情が多いのです、ないとは言いません。そういう点もこういふ会計制度審議会の中

で検討の対象になつておるかどうか、これを聞いておきたいと思います。

○政府委員(柴田謹君) これは財務省の計制度の整備に関する一環の問題として議論になつております。御指摘のような点がないとも言えない実情でござりますので、議論がなされております。

○山本伊三郎君 それじゃこれで終わりますが、最後に希望ですが、これは政務次官から大臣に伝え、政府に伝えてもらいたい。会計制度については大きな欠陥があることは事実です。それに対して審議会を作つて過去二年間やられたといふのはいいことだと思うのですが、ややもすると、審議会倒れになつて、ただ回数を重ねて結論を出されに非常に何といいますか、ちゅうちょされておる。出ても、自治省でそれを大胆にそのいいところだけをとつてすぐ実施するといふ点に勇気が欠けている点もあると思うのですが、これは地方団体の行政運営、また企業運営には非常に基本的な問題もありますので、その点こういう委員会の意見を十分いれられて、早急に改革されるようになります。

○政府委員(渡海元三郎君) 御要望ごとに特に要望しておきたいと思ひます。が、その点について。

○政府委員(渡海元三郎君) 御要望ごとに特に要望しておきたいと思ひます。が、その点について。

○政府委員(渡海元三郎君) 法律制度の改正が伴うものと考えております。

○田畠金光君 行政改革等の問題は出でこないのですか。

○政府委員(渡海元三郎君) 各地方団体にとりまして、会計制度の出納長あるいは収入役等の関係で、自治体の行政制度の改革はあるかもわかりませんが、現在のところ、そういうたるものを見出せません。

○田畠金光君 予定されるのじゃなくまだ予定いたしておりません。

○田畠金光君 それで、その間に中間発表等なさつて、さらに議者の意見を聞くとか、あるいは地方公共団体の批判を開くとか、そういうようなことを考えておられるよう聞いているのですが、その点はどうなんですか。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(吉江勝保君) 速記を始めます。が、その点については大きな問題までかりに及ぶとするならば、その限りにおいて、行政機構の機構等についても、地方の問題ではあるのだと見るわけです。今の御答弁によると、法律については改正が生まれてくる。こういうお話ですが、どういう法律の改正というものが具体的に出て来るのか、これは今お話の、地方行政機構等についても、地方の問題ではあるのか、これは必ずしもするが、どう改めと、一年延長といふことなんですが、どうこれは一年後には必ず役目を終わって廃止できるという見通しに立つて出されておるのですが。

○政府委員(渡海元三郎君) 初めの予定が変更いたしました。御審議を煩わせ恩縮しておるのですが、一年以内には十分調査審議ができるものと確信いたしております。

○田畠金光君 地方財務会計制度の全般的な調査を進めておられるようですが、この調査の結果、これは法律制度の改正とかあるいは行政機構の改革とか、こういう問題等についても、これは当然影響するものだと考えておるのですが、そのようなものであるのかどうか、これを一つ承ります。

○政府委員(柴田謹君) 私から法律の点につきまして御説明申し上げます。現在財務会計制度といわれておるのでは、地方自治法の中に散在をしており、これが非常に不備なものですから、現

在の進歩した会計制度に合わない。従つて、これをどういう形で近代化して、能率的かつ効率的なものにするかといふことがこの調査会を作ります。そして、そして御審議をわざわざしておるゆえんでございます。従いまして、調査会の答申が出て参りますと、どうかと、かように考えております。

○田畠金光君 三十七年の十二月ではなくて、三十六年の十二月ですね。

○政府委員(渡海元三郎君) 間違えました。現在の会計制度の旧態依然たまとして、現在の会計制度の旧態依然たまることを痛感している次第でござります。ただいま御要望のありました通り、現在の会計制度の旧態依然たまとして、現在の会計制度の旧態依然たまることを痛感している次第でござります。ただいま御要望のありました通り、現在の会計制度の旧態依然たまることを痛感している次第でござります。

○政府委員(渡海元三郎君) 委員会の出納長や収入役の制度をどうするかといふ問題にまで及んできた場合においては、地方団体の機構の問題にも及んでくる。また、地方と中央を通ずる会計の機構をどうするかといったよろくな大きな問題までかりに及ぶとするならば、その限りにおいて、行政機構の機構等についても、地方の問題ではあるのか、これは必ずしもするが、どう改めと、一年延長といふことなんですが、どうこれは一年後には必ず役目を終わって廃止できるという見通しに立つて出されておるのですが。

○政府委員(渡海元三郎君) 中央における機構改革の問題は、今のところ予定いたしております。地方におきまし申中の身がまだわかりませんので、調査会は検討しておりますけれども、答申の中身がまだわかりませんので、可

能性としては御質問のようなことがあり得けれども、今のところ、そういう方向でいくとは申しかねるのでござります。たゞ、地方自治法の財務会計規定の改正、これは当然あり得ることでござります。

○田畠金光君 何か本年の十二月末ごろまでには答申が出るといふ見通しでござります。

○田畠金光君 これが非常に不備なものですから、現

ろまでには答申が出るといふ見通しで、かりにこの一年延長といふことが成立した場合、いつころまでに答申を予定あるいは期待をなさつておられるわけですか。

○政府委員(渡海元三郎君) 三十七年の十二月までにおそくとも答申を得たい、かのように考えております。

○田畠金光君 三十七年の十二月では

○政府委員(渡海元三郎君) 間違えました。

○田畠金光君 それで、その間に中間発表等なさつて、さらに議者の意見を聞くとか、あるいは地方公共団体の批判を開くとか、そういうようなことを考えておられるよう聞いているのですが、その点はどうなんですか。

運びでございますが、現在の委員会の運営では、今日までの検討事項にあわせて、各地方の意見を聞くと、いう方向に進んでいるものと、かように解釈いたしております。

○田畠金光君 中間発表なされて、あるいは中間報告をなされて意見を聞くということですが、それはどういうことを期待してなさるわけですか。

○政府委員(柴田謙君) 現在の調査会の審議の状況では、中間答申をやろうといふような運びにはなっておらないようでございます。ただ、途中で公聴会をやるかどうか、一つの案をまとめて上での公聴会をやるかどうかといったような問題があるようでございますけれども、まだ委員の間の意見がまとまっておりません。地方の実情を聞く応じてそのつど関係者に来てもらいまして意見を聞いているのでござります。

○田畠金光君 これは明治以来ずっと手をつけないで今日までこなきていたといふわけですが、民間の会計制度についても、特に技術革新その他に伴つて、最近は企業の体質改善合理化等も進み、事務能率の促進について非常に著しいものがあることをわれわれも知っておりますが、どういうわけで今まで明治以来の制度といふものが手をつけられないでいたのか、その根本何とかしなければいかぬというのは、

終戦直後から議論に上っている問題でござりますが、たゞ、会計制度といふのは、変ないじり方をちょっとといふことで、慎重に事をかまえてからなければならぬという態度で、ずっと自らしておられたので、この機に財務会計制度を一つ根本的にやろう、そこで議者の御参考を願いまして委員会を作つて、そこでちゃんとした答申をいただ

ましたわけでございます。そのうちには、たゞいまお話をありました公営企業の発達、あるいは企業会計の発達等によりまして、地方団体がやっておらぬかといふ議論が起つてきて、ではないかといふ議論が起つてきて、公営企業会計制度全般の問題より公営企業会計の方を先にやつたらいいじゃないかということで、たしか昭和二十六年六月複式簿記を採用する、一応公営企業会計制度に切りかえた

○田畠金光君 委員並びに幹事の定数は二十五名以内でござりますけれども、委員の数は現在たしか十七人、それから幹事は九名でございます。

○田畠金光君 これは特に二十五人の定員に対して委員の数は十七人、定員に対するそれほど欠員はないわけですが、幹事の場合は二十五人に對して九人、相当欠員がありますね。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないものと認めます。

○田畠金光君 これは特に二十五人の定員に対して委員の数は十七人、定員に対するそれほど欠員はないわけですが、幹事の場合は二十五人に對して九人、相当欠員がありますね。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないものと認めます。

○田畠金光君 これは特に二十五人の定員に対して委員の数は十七人、定員に対するそれほど欠員はないわけですが、幹事の場合は二十五人に對して九人、相当欠員がありますね。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないものと認めます。

○田畠金光君 これは特に二十五人の定員に対して委員の数は十七人、定員に対するそれほど欠員はないわけですが、幹事の場合は二十五人に對して九人、相当欠員がありますね。

○委員長(吉江勝保君) 御異議なし」と呼ぶ者あり

○田畠金光君 これは財務会計制度といふのが、地方財政の分野の中で一つの盲点とされておつたのでございまして、数年来、財務会計制度を何かしなければいかぬというのは、

時は財政的には地方財政は火の車でございまして、当座の地方財政の危機を突破すると申しますか、切り抜けるの

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなれば、質疑は終結したものと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 御意見もないようでございます。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でござります。

○委員長(吉江勝保君) もつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に

○委員長(吉江勝保君) 御異議認め、さよなら決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題としたのでありますけれども、十七名の方にお願いしておるわけでございます。これだけ学識経験者がお集まりになればま

ずまず十分だ、かように考えておる次第でございます。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなれば、質疑は終結したものと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉江勝保君) 全会一致でござります。

○委員長(吉江勝保君) もつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に

○委員長(吉江勝保君) 御異議認め、さよなら決定いたしました。

○委員長(吉江勝保君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題としたのでありますけれども、十七名の方にお願いしておるわけでございます。これだけ学識経験者がお集まりになればま

すので、これより質疑に入ります。政

府側より出席の方々は、吉行運輸省船

員局長、中道港湾局長、國友自動車局長、津上鐵光局長、黒住運輸大臣官房文書課長でございます。

○委員長(吉江勝保君) 御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて

○委員長(吉江勝保君) 提案理由の説明を聽取いたしております。

○委員長(吉江勝保君) そのとおり質疑に入ります。

第一回 内閣委員会会議録第十一号 昭和三十六年三月二十二日 【参議院】

二回開きました。それから保安部会と輸送部会の合同の部会を二回開きました。た。及び見学会を二回開きました。これが従来の審議の経過でございまするが、この自動車審議会に対しましては、現在問題の非常に多い運輸省の自動車行政の関係につきまして、基本方針を樹立したいという目的のもとに、第一回の総会におきまして諮問いたしました。したその諮問事項は、自動車行政の改善方策、特に自動車輸送の近代化と保安の確保のための自動車行政のあり方についてという包括的な諮問が出されました。主として保安部会におきまして、事故防止を中心といたしました観点から、車両の検査の問題等につきまして、重点的に審議を重ねられたわけであります。しかし、輸送部会におきましては——先ほど輸送部会を二回と申し上げましたが、三回でございます。三回開きました。最近の輸送部会におきまして、自動車運送事業の近代化、合理化の問題等につきまして現在審議をする状況になっておりまして、保安部会と輸送部会という二本建の部会によつて現在審議を進めている状況でございます。

輸送といふものは、もう近代交通においての主役を演じているのですから、事故におきましても、相当自動車が主たる事故の役割といふと変に聞こえますけれども、主たる対象となつてゐるのですが、一年間延長されるようですが、はたしていつごろこの結論を出してこれを実施に移す見通しがあるか、それを一つ政務次官から、政治的な問題だから、確信のある一つ答弁をしていただきたいと思います。また、この期間が切れるまでは延期だと、そういうことでは困る。

○政府委員(福島俊一君) お答えいたしました。自動車行政の根本の方策の樹立のため必要な重要問題に限り、今後一年間で極力審議を終える予定でござります。

○山本伊三郎君 私、自動車関係の、運輸関係の新聞をよく送つてきてくれるのであるが、問題点はたくさんあるのですよ。おそらく私、今、政務次官が極力一年間でその結論を出すということを言われますか、私はそう簡単に結論が出るものではないと思う。これは単に交通行政ということでなくして、自動車企業と申しますか、そういうものとの関連性も私はあると思う。なければ一つ指摘していただきたいのですが、今日自動車生産が、各社で競うて國民車といふものを作つてやつておるところになると、なかなかここで約束されたのはけつこうです。私はそのまま受けたのでですが、それを運輸省で、この審議会の答申を待つてやるということになると、なかなかここで約束されたなかそく簡単にいかないと思うのですが、そこを一つ私はいつも審議する

きに言うのですが、通り一ぺんの答弁でなくして、非常に問題点があるところはいろいろ問題点があるのだといふ点を審議の中で言つておいていただければ、われわれは参考になると思う。簡単に一年でわれわれが今考へてゐる自動車運輸の、その点についての見通しがあるなわけつこうですが、非常にむずかしいと思うので、審議会の中に入つておられる方が政府委員の中におられると思うが、相当問題点があると思ひのですが、非常に困つた問題はどこにあるかといふ点を率直に言つておいていただきたいと思います。なけれどもそれだけつこうです。

自動車行政として問題といたしておられます。それから自動車の保安方策につきましても、やはりこれは道路交通の面から申しますと、公安部委員会あるいは警察庁が担当することではございませんが、やはり運輸省といいたしましての問題といらものがやはり取り上げられなければならないと思っております。

それから輸送の近代化、合理化の方策等につきましては、これは今最も問題の点でござりまするが、自動車運送事業といらものをいかに把握し、いかに発展させていくかという問題であります。これまで、これららの問題につきましては、バスの関係、それからトラックの関係、それからハイヤー、タクシーの関係、それから通運事業の関係といらよります。自動車行政がいかなる形態をとり、いかなる方法でもって能率化させるべきかという問題があるわけでござります。

それから自動車行政の事務の能率化といらよくな面につきましては、自動車行政が、ことに運輸省で担当しておられます。自動車行政がいかなる形態をとり、いかなる方法でもって能率化すべきかという問題でございまして、

この中には、たとえば自動車行政に関する機構の問題とか権限の問題とかいろいろなことが入ってくると思うのでございます。

それから、さらに高速自動車国道といふようなものが建設される段階になつて参つておりまして、吹田—小牧間等におきましては、もうすでに着工し、一部でき上がっておるところもあるわけであります。が、そういう高速自動車国道等ができる、さらに道路が五十年計画等によりまして整備されて参りますると、自動車の高速化の対策といふことがぜひ考えられなければなりませんので、現在のように自動車が時速四十キロないし五十キロで走つていればいいという状況でありませんで、やはりわれわれとしては、自動車は時速百キロないし一百二十キロで走る機構なり、あるいは自動車の走る運営のあり方なり、さらには自動車運送事業として、そういう高速化になつた場合にどういう運営をさるべきかといふような問題等につきましても考えていかなければならぬ。そういう問題がございままするし、自動車損害賠償責任保険の充実の方策といつしまして、これは現在自動車が原因となりまして発生しました人身事故に対しましては、ほとんど強制保険で保険をかけておりまして、これらの被害者の救済をいたしておりますが、それらの保険の充実方策をいかにすべきかといふなど問題がございまして、これらの今申し上げましたような問題は、運輸省の自動車局が担当しております自動車行政についての改善方策でござりますので、まずそれらの点を第一着手として申しますが、深く掘り下げて御検討願つ

をして居る前に、もう自動車が先に走つておるのですから、結論が出了ときには、もう次の時代に入つておるといふようなことになりはしないかといふ心配をしておるので、事務当局の方ですから、政治的な問題をこれ以上追及しても仕方がないですが、運用の衝突に当たつておられますから、できるだけ今言つた諸問題項を全部結論を出せと言つてもなかなかできませんから、重要なもののだけでも一応出して実施に移すようになつてもらいたいといふのが私の質問の要点です。きよやはこれまで終わりますが、この点だけ一つ聞いておきたい。

一、科学技術会議設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十四日）

一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十日）

一、海上保安庁法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十五日）

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十八日）

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

地手当に關する請願(第九二〇号)  
一、建設省勤務の定員外職員の定員化に關する請願(第九二一号)(第九八七号)  
一、米軍板付基地の爆音影響総合調査に關する請願(第九七四号)  
第八四七号 昭和三十六年三月三日  
受理  
元南満州鉄道の職員に關する恩給法の特例制定に關する請願  
請願者 東京都中央区銀座西七  
ノ六松尾ビル内財田法  
人満鉄会会长 山崎元

第九一一号 昭和三十六年三月六日  
受理  
元南満州鉄道の職員に關する恩給法の  
特例制定に関する請願者 東京都中央区銀座西七  
ノ六松尾ビル内財團法  
人満鉄会内 吉田要外  
一名  
紹介議員 吉江 勝保君  
この請願の趣旨は、第八四七号と同じ  
である。  
受理  
第八六四号 昭和三十六年三月三日

○山本伊三郎君 今言われた諮問事項、取り上げてある問題点は、これは非常に重要な緊急を要する問題であることは間違いないのですが、事故防止の対策の問題にいたしましても、なかなかそういう審議会で結論を出すといつても、各般の問題にこれは関連性があると思うのです。自動車の車体検査を嚴格にやつたから事故がなくなるということではないと思う。やはり交通行政と申しますか、交通取り締まり、そういう点にも影響してくる問題であると思ふのです。従つて、私の聞きたい本旨は、そういう内容をここで私は、これは運輸委員会でないから、言いませんけれども、結論を個々にでもいいから、早く出して、それを実施でき得るようにしてもらわねど、審議会を設置した価値といふものはないんですよ。ただ諮問したものをおいろいろ議論されておる、その議論を聞いて運輸行政の中に取り入れていくのだということは、あれは別です。総合的な答申を待つてやるということになれば、結局審議

○商務委員(國友鶴雄君)仰せの通りでございまして、私どもとしましてはできるだけ早く重要な事項から結論をいただいて実施に移していくといふ気持であります。その点に鑑ましての運用といたしまして、たとえば諸問題項といたしましては、先ほど申し上げましたような包括的な諸問をいたしておりますが、その中で事項々々に鑑しまして、中間結論のような形で考え方をまとめていただいて、そういう方向でわれわれとしての行政をやつしていく、そういうよろなことで仰せのごとくにできるだけ早く実施をはかる、こういう方針で参りたいと思っております。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省等勤務の定員外職員の定員化に關する請願（第八六四号）  
（第九一四号）（第九一七号）（第九二二号）（第九二三号）（第九五六号）（第九八一号）

一、公務員の寒冷地手当に關する請願（第八七〇号）（第九一三号）（第九三三号）（第九三三号）（第九三四号）（第九五一号）  
（第九五二号）（第九五三号）（第九五四号）（第九五五号）（第九七〇号）（第九七一号）（第九七二号）  
（第九七三号）（第九八二号）（第九三三号）（第九八四号）（第九八五号）（第九八六号）

一、金し黙章年金等復活に關する請願（第九〇四号）

一、福島県郡路村の寒冷地手当に關する請願（第九一九号）

一、福島県船引町旧移村地区の寒冷

元南満州鉄道株式会社職員は、形は会員であつて、その点元満州國政府職員となんらえらぶところがないのであるから、今回提出を予定されている恩給法改正案において元満州國政府職員等がその勤務期間を恩給受給の対象とされるのと同様、元満鉄職員期間のある公務員についても恩給法の特例制定によつて、その在職年を通算しうるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

閲する請願者　岡山市津島津島練兵場  
　　跡全建設省労働組合岡  
　　山管轄支部内　横内一  
　　夫外五名

紹介議員　田中　一君

建設省、北海道開発局、運輸省港湾建設  
局に勤務する定員外職員（常勤職員、  
常勤的非常勤職員）は、業務並びに工  
事遂行上定員内職員と同一の職務内容  
と責任をもち、しかも長期にわたる繼  
続勤務を行なつてゐるにもかかわらず  
不合理かつ不当な待遇を受けてゐるか  
ら、これら定員外職員全員の定員化を  
はかられたいとの請願。

第九一四号　昭和三十六年三月六日  
受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に  
関する請願

請願者　岡山市三野町　成相泰  
　　三外三名

紹介議員　田中　一君

Digitized by srujanika@gmail.com

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九一七号 昭和三十六年三月七日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 北海道小樽市桜町三〇三 松島武司外三十名

紹介議員 西田 信一君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九二二号 昭和三十六年三月七日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(六通)

請願者 福島市宮下町九四 星淳外五名

紹介議員 田畠 金光君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九二三号 昭和三十六年三月七日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(六通)

請願者 福島市宮下町九四 星淳外五名

紹介議員 田畠 金光君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九二四号 昭和三十六年三月七日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(六通)

請願者 福島市宮下町九四 星淳外五名

紹介議員 田畠 金光君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九二五号 昭和三十六年三月八日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十四通)

請願者 北海道稚内市大黒町四丁目 山崎弘義外十三名

紹介議員 東 隆君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九二六号 昭和三十六年三月八日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(十四通)

請願者 北海道稚内市大黒町四丁目 山崎弘義外十三名

紹介議員 東 隆君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九八一号 昭和三十六年三月九日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 福島県平市新町四四 菊池新一外一名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九八二号 昭和三十六年三月九日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 福島県平市新町四四 菊池新一外一名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九八三号 昭和三十六年三月九日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 福島県平市新町四四 菊池新一外一名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九八四号 昭和三十六年三月九日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 福島県平市新町四四 菊池新一外一名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九八五号 昭和三十六年三月九日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 福島県平市新町四四 菊池新一外一名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九八六号 昭和三十六年三月九日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 福島県平市新町四四 菊池新一外一名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九八七号 昭和三十六年三月九日  
受理 建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 福島県平市新町四四 菊池新一外一名

紹介議員 大河原一次君  
この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九三三号 昭和三十六年三月七日  
受理 公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 山本伊三郎君 重郎 田中二三ノ一 武田平  
紹介議員 山本伊三郎君 重郎

公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 長野県上田市新尾九五 亀甲谷隆男外二名  
紹介議員 勝俣 慎君

公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 長野市上千歳町一、一三四 五十川清外三名  
紹介議員 野溝 勝君

公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 山形市長 大久保伝蔵  
紹介議員 外八名

公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 長野県大町市大字大町 俵町 伊東幹雄外一名  
紹介議員 木内 四郎君

公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 山形市長 大久保伝蔵  
紹介議員 村山 道雄君

公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 新潟県中蒲原郡龜田町 高山一八七 斎藤淑子  
紹介議員 清澤 俊英君

公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 長野県中野市長 青木 太郎外一名  
紹介議員 羽生 三七君

公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

請願者 岩手県盛岡市上田中壩 番町 高橋勤外七名  
紹介議員 小林 孝平君

公務員の寒冷地手当に関する請願(三通)

四十五を百分の六十に、二級地百分の三十を百分の四十に、一級地百分の十を百分の二十に、それぞれ改正せられたいとの請願。

紹介議員 小山邦太郎君 合盛岡支部内 坂本孝輔外二名

紹介議員 小笠原三三勇君 この請願の趣旨は、第九三一号と同じである。

紹介議員 野溝 勝君 この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

紹介議員 野溝 勝君 この請願の趣旨は、第八三一号と同じである。

紹介議員 野溝 勝君 この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

紹介議員 野溝 勝君 この請願の趣旨は、第九五四号と同じである。

紹介議員 野溝 勝君 この請願の趣旨は、第九五五号と同じである。

請願者 長野県北安曇郡白馬村 紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第九三一号と同じである。	公務員の寒冷地手当に関する請願(四通) 受理 第九七一号 昭和三十六年三月九日 請願者 長野県北安曇郡白馬村 紹介議員 小山邦太郎君 この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。
請願者 長野県大町市大字大町 紹介議員 勝俣 稔君 この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。	公務員の寒冷地手当に関する請願(三通) 受理 第九七二号 昭和三十六年三月九日 請願者 長野市返目町七六 小外二名 紹介議員 野溝 勝君 この請願の趣旨は、第九三一号と同じである。
請願者 長野県大町市大字大町 紹介議員 勝俣 稔君 この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。	公務員の寒冷地手当に関する請願(五通) 受理 第九八三号 昭和三十六年三月九日 請願者 長野市返目町七六 小外二名 紹介議員 野溝 勝君 この請願の趣旨は、第九三一号と同じである。
請願者 新潟県新津市新栄町税務署宿舎内 長谷川二郎外七名 紹介議員 清澤 俊英君 この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。	金し熟年年金等復活に関する請願 受理 第九八四号 昭和三十六年三月九日 請願者 三重県上野市愛宕町一、九四八全功連三重県支部連合会内 柳井伊一郎外三名 紹介議員 斎藤 昇君 占領治下において一時効力を失つた制度や既得権等も復活し、海外引揚者まで補償支払いが行なわれる等終戦後の処理がほとんど完了した今日、金し熟年金及び同賜金に対しても、いまだになんらの措置もとられず本問題だけが放置されていることは、まことに遺憾にたえないから、国家が公約した既得権である年金証書及び賜金証書に基づく給与の実施、もしくは、律に國家の補償として昭和三十六年度において支払いを実行するよう、すみやかに措置を講ぜられたいとの請願。
請願者 山形県上山市松山二七六ノ三 斎藤光子外九名 紹介議員 村山 道雄君 この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。	福島県船引町旧移村地区は、阿武隈高地に該当するから、本村の寒冷地級を四級地に引き上げられたいとの請願。 受理 第九八五号 昭和三十六年三月九日 請願者 新潟県南魚沼郡六日町上町 中村次郎外八名 紹介議員 小林 孝平君 この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。
請願者 福島県郡路村の寒冷地手当に関する請願 受理 第九一九号 昭和三十六年三月七日 請願者 福島県田村郡郡路村部立第一中学校内 山崎芳郎外一名 紹介議員 田畠 金光君 この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。	福島県郡路村は、阿武隈山系の標高百メートルから千メートル前後の陵線上に位置し、降霜期間は毎年平均十月上旬から翌年五月初旬頃にわたっておる。地域は、指數二十三・五となり、四級地に該当するから、本村の寒冷地級を四級地に引き上げられたいとの請願。 受理 第九一〇号 昭和三十六年三月七日 請願者 福島県郡山市愛宕町一、九四八全功連三重県支部連合会内 柳井伊一郎外三名 紹介議員 田畠 金光君 福島県船引町旧移村地区は、阿武隈高地に該当するから、本村の寒冷地級を四級地に引き上げられたいとの請願。 受理 第九八七号 昭和三十六年三月九日 請願者 福島県磐城市下川字子塚 佐藤滋外四十五名 紹介議員 大河原一次君 建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(八通) 受理 第九七四号 昭和三十六年三月九日 請願者 福岡市長 阿部源蔵 米軍板付基地は、福岡市の都心部に近く、この基地の爆音による被害地域接し、この基地の爆音による被害地域は人口、面積とも全市の三分の一以上を占めている実情である。本市としては、基地の影響を受けている市民生活に対する措置を一日も猶予することは許されないから、本年一月十三日組織

された基地周辺環境整備等対策協議会による、諸影響、諸障害対策の前提となる諸調査をすみやかに実施せられたいとの請願。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

1

**国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案**

を改正する法律  
国家公務員等退職手当法（昭和二  
八年法律第二百八十二号）の一部を  
次のように改正する。

附則第七項中「第七条の下に」又は同条及び第七条の二第一項若しくは附則第九項」を加える。  
附則第九項以下を二項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の二項を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。

**2** 改正後の国家公務員等退職手当  
法附則第七項、附則第九項及び附  
則第十項の規定は、昭和三十六年  
三月一日以後の退職に係る退職手  
当について適用する。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

(国家公務員共済組合法等の一部改正)  
第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。  
第三十八条第三項中「基礎となつた組合員期間」の下に「(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合員期間を含む。)」を加える。  
第四十一条第三項中「通信省」を「郵政省」に改める。  
第四十二条第二項中「属する月以前」の下に「の組合員であつた期間」を加え、同条第三項及び第四項を削る。  
第四十六条を同条第二項として、同条に第一項として次のように加える。  
組合員が第七百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。  
第四十八条第一項中「給付事由」の下に「(第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。)」を加え、「(給付事由を)(当該給付事由)」に改める。  
第五十三条第二項中「三十日を経過した後にされた」を「三十日以内にされない」に改める。

第五十九条第二項中「第六十一条第一項及び第六十七条第四項」を及び第六十一条第二項に改める。  
第六十一条第一項に次のたゞし  
書を加える。

額」の下に「を標準として政令で定める金額」を加える。  
第七十六条第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に改め、同条第三項第二号中の「俸給」を「当該廃疾一時金の額」に改める。

5 前項の規定により支給された

差額に相当する金額は、長期給付に関する規定（第七十九条の

二、第八十条の二、第八十条の三及び第九十三条の二の規定を

除く)の適用については、公務によるない廃疾年金に係る場

合は第十二回 借銀十一月分に  
達するまでの金額については廃  
第三年金、一の金頭二つ、二

は退職一時金と、公務による廃  
業手金二種ら易合にあつては、

退職一時金と、それぞれみな  
す。

6 前項の規定により退職一時金又は療疾一時金とみなされる金

額の支給を受けた者に対する第  
七十六条第三項、前条第三項及

び第八十八条第三項の規定の適用については、第七十六条第三

項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは、

〔第八十三条第五項の規定による退職一時金とみなされる金額

を計算する。隣りの行が表に相当する日数（その日数が別表第二二二六〔開二月〕から日数を一枚）。

ないときは、同欄の直近の少ない（目数）ことじ同表の上欄に掲

ける期間」と、同項第一号中「十二月から撃除」とあるのは、「第百三十三条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る俸給の額で除して得た数に相当する月数（一月末満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）から撃除」とする。

る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべき」となる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金に要する費用をこえる部分」を削る。

第一百一条第三項中「ときは」の下に「、政令で定めるところにより一を加え、「月の末日」を「毎月

「第百十三条中「又は審査の請求」を「、審査の請求又は給付を受ける権利に係る申出若しくは届出」に改め、「その請求」の下に「、申出又は届出」を加える。  
第一百二十二条に次の二項を加え  
る。

組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病気に入り、又は負傷したものに対する前項の規定の適用については、「別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第三又は別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき(当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内にならないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第三に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。)」とする。

第八十八条第二項及び第三項第一号中「二万一千円」を「二万一千三百六十円」に改める。

第九十六条中「場合には」の下に「政令で定めるところにより

給付とする。  
第一百二十四条の次に次の二条を  
加える。  
  
(公庫等に転出した復帰希望職  
員についての特例)  
第一百二十四条の二 組合員(長期  
給付に関する規定の適用を受け  
ない者を除く。以下この条にお  
いて同じ。)が任命権者又はそ  
の委任を受けた者の要請に応  
じ、引き続いて公庫の予算及び  
決算に関する法律(昭和二十六  
年法律第九十九号)第一条に規  
定する公庫その他の特別の法律に

3 船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付のうち、公務による廃疾年金又は公務による遣族年金は、前二項の規定にかかるわらず、前項第一号に掲げる給付とする。

第一百二十四条の次に次の二条を加える。

(公庫等に轉出した復帰希望職員についての特例)

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関

連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

4 復帰希望職員及び公庫等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章（第九十九条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項各号例記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国」の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、百条第一項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、二条中「各省各庁の長（自治大臣を含む。）又は職員団体」とあり、又は「國又は職員団体」とあるのは「公庫等」と読み替えるものとする。

5 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合又は連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公庫等に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

第一百一十五条第一項中「第四十一条第二項」の下に「及び前条」を加え、同条第二項中「とき、又は職員が組合職員となつたとき」を「場合又は職員が組合職員となつた場合において、その者が、そ

のなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、第三十一条第二項及び第三項の規定を適用しないことを希望する旨を組合に申し出たときは、これらの規定は、適用しない。この場合において「」に改め、同条第三項を削る。

第一百一十六条第一項中「第四十一条第二項の規定及び」を「第四十一条第二項及び第一百二十四条の二の規定並びに」に改め、同条第三項中「及び第三項」を削る。

附則第十三条の二第二項中「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改め、同条第三項中「百分の一・四」とあるのは「百分の一・七」とを削り、「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改める。

別表第三の下欄中「四六、八〇円」を「四七、五一〇円」に、「三四、八〇〇円」を「三五、五一〇円」に、「一九、二二〇円」を「一九、八二四円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(昭和三十年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 再就職者に與する経過措置(第四十一条)」を第七章 再就職者に関する経過措置(第四十一条・第四十二条の二)に改める。

第二条第一項第二号の次に次の

一号を加える。

二の 旧法等 旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で長期給付に相当する給付について定めていたものと見る。

第二条第一項第五号中「旧法」を「旧法等」に改め、同項第十三項中「及び恩給」を「恩給」に改め、「通算される期間」の下に「又、」を記入する。

としての在職年月数に加えられる期間」を加え、同項第十九号及び第二十二号中「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「前項」の下に「第十七号又は第十一号の二に掲げる額を算定する場合には、第五条第一項の規定は、適用しないものとし、前項」を加える。

第五条第三項中「停止する。」を「停止し、その者が施行日以後の職員である期間内に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。」に改め、同条第四項中「基礎となつた期間」の下に「(普通恩給を受ける権利を有する者が再び恩給公務員となり、施行日前に再び退職した場合において、普通恩給の改定が行なわれなかつたときにおけるその再び恩給公務員となつた日以後の恩給公務員期間を含む。)」を加える。

第七条第一項ただし書中「在職年」の下に「(当該一時恩給を受ける権利を取得するに至らなかつた在職年を含むのこと)、第五条

第二項の規定によりその権利が滅した在職年を除く。以下第十九条第一号において同じ。」を、「旧法等」に改め、同項第五号中「及び国」を「國」に改め、「旧長期組合員に該当するもの」の下に「及び旧特別調達庁法(昭

第九条中第一号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加え  
る。

一 旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続いて職員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩

総務省規則を除いた期間

十二条第一項に規定する外畠  
政府職員に係る外國政府に昭  
和二十年八月八日まで引き続  
き勤務していた者でその後職  
員となつたものの当該外國政  
府に勤務していた期間のうち

恩給公務員期間を除いた期間  
第十一條第二項中「その金額が

四十年をこえる期間を除く。」を  
加える。

号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てて、同項第二号に掲げる期間に加算するものとする。」に改め、「第一号の期間」の下に「(控除期間については、同項第一号及び第二号の期間)」を、「百分の〇・七五」の下に「(控除期間については、百分の〇・五)」を、「百分の〇・五の下に「(控除期間については、古八十分の〇・五)」を「相当する金額」の下に「(その額が同項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額をこえるときは、当該金額)」を加える。

第十三条第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に、「次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる者についても、当該各号において控除すべきこととされている」に改め、各号を削る。

第十九条第二号中「旧法又はその施行前の共済組合に属する法令」を「旧法等」に改める。

第二十三条第一項中「場合には」の下に「当該各号において控除すべきこととされている金額を」を加え、「それぞれ第十二条各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十二条の二中「二万一千円」を「一万一千三百六十円」に、  
「第十三条第二項各号」を「第十三条各号」に、「当該各号に掲げる  
各号」に、「当該各号に掲げる各号」に、「当該各号において控除す  
る」を「当該各号において控除する」と改め、「され得る」と改め  
る。

第三十三条规定中「新法第八十八条规定第一項第一号」の下に「又は第三十一条」を加え、「二万八千六百二十円」を「三万五千百円」に、「第十三条第二項各号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十八条规定第二項本文中「第七条第一項第一号ハ」を「第七条第一項第一号ロ」に改める。

第四十一条第一項中「第二十  
三条」を「から第二十四条まで」  
に、「第三十二条」を「から第三  
十三条まで」に改め、同条第二項  
中「第一項」の下に「第四項」  
を、「第八条」の下に「第十三条」  
第三項を、「第四十一条第一項  
の規定の適用を受けた組合員」  
と」の下に「施行日以後」とあ

し、第五章第二節中同条の前に次の一  
条を加える。







者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。  
（公務による廃疾年金の額に関する経過措置）

**第十七条 昭和三十六年九月三十日以前に給付事由が生じた公務による廃疾年金の同年九月分までの額の算定については、なお従前の例による。**

ただし、施行日から同年九月三十日までの間に給付事由が生じた公務による廃疾年金で廃疾の程度が二級又は三級である者に係るものとの額の算定については、改正前の施行法別表中「九八、二〇〇円」とあるのは「一〇三、二〇〇円」と、「五三、二〇〇円」とあるのは「五八、二〇〇円」とする。

**2 昭和三十六年九月三十日において現に公務による廃疾年金の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十四条（同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。）及び同法別表（同表中廃疾の程度一般に対応する金額に係る部分を除くものとし、備考五の改正がなかつたものとする。）の規定により算定した額（施行日前に給付事由が生じた公務による廃疾年金で廃疾の程度が二級又は三級である者に係るものにあつては、同表中「一〇五、二〇〇円」とあるのは「一〇〇、二〇〇円」と、「六四、二〇〇円」とあるのは「五九、二〇〇円」として算定した額。）に改**

定する。ただし、改定後の年金額が従前の年金額に達しない者については、この改定を行なわない。

**3 昭和三十六年十二月三十一日ににおいて現に公務による廃疾年金の支給を受けている者のうち、改正後の施行法別表備考五に規定する退職後に生まれた子が同表備考四口に規定する子とあわせて四人をこえている者については、昭和三十七年一月分以後、同表備考三の規定による加算額（以下次項において「加算額」という。）を同表備考三から五までの規定により算定した額に改定する。**

**4 昭和三十六年十二月三十一日以前に給付事由が生じた公務による廃疾年金の同年十二月分までの加算額の計算については、なお従前（債務の保証に関する経過措置）の例による。**

**（債務の保証に関する経過措置）**  
**第十八条 改正後の施行法第五十四条の規定は、施行日以後に消滅する権利に係る債務について適用し、同日前に消滅した権利に係る債務については、なお従前の例による。**

**（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）**  
**第十九条 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のよう改正する。**

**第五十三条の三から第五十三条の六までを次のよう改める。**

**（炭鉱離職者臨時措置法の一部改**

（昭和二十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改定する。

**第四十二条及び第四十三条を次のように改める。**

**第四十二条及び第四十三条 削除**

**（医療金融公庫法の一部改正）**  
**第三十五条法律第九十五号）の一部を次のように改定する。**

**附則第十項から第十五項までを削り、以下六項ずつ繰り上げる。**

**（石炭鉱業合理化事業団の復帰希望役職員等の取扱いに関する経過措置）**

**第二十二条 この法律の施行の際現に改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第五十三条の三第一項に規定する復帰希望役職員、改正前の炭鉱離職者臨時措置法第四十二条第一項に規定する復帰希望組合員又は改正前の医療金融公庫法附則第十項に規定する復帰希望役職員に該当する者に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用並びにこれらの者に係る掛金及び負担金については、なお従前の例による。**